佐賀県有明海区漁業調整委員会 告示第一

松浦海区漁業調整委員会

佐賀県有明海区漁業調整

海区漁業調整委員会事務局設置規程(昭和五十二年 松浦海区漁業調整委員会

委員会

告示第一号) の 部を次のように改正する。

平成二十一年八月十四日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

長 Ш 﨑

守

松浦海区漁業調整委員会

長 Ш 嵜 和

正

第二条第一項中「、 副事務局長、主査及び主事を置き、それぞれ書記をもつ

て充てる」 及び技師」を加え、 を「 及び副事務局長を置く」に改め、 同項を同条第九項とし、 同条第四項中「主査」の下に「及 同条第五項中「主事」

び副主査」を加え、「 事務局の」を削り、 同項を同条第八項とし、 同項の前に次

の二項を加える。

6 主幹は、 上司の命を受けて、 事務局の事務の 部を整理する。

7 係長は、 上司の命を受けて、 事務局の事務の 部を処理する。

第二条中第三項を第五項とし、 第二項を第四項とし、 第一項の次に次の二項

を加える。

2

前項に定めるもののほか、

事務局に次の職を置くことができる。

係長

主幹

主査

1

の下に

## 副主査

主事

技師

3 前二項に掲げる職は、書記をもつて充てる。

第三条第一項第三号中「出産補助休暇」の下に「、 配偶者出産時育児休暇」

を加え、「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。